



(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	6,627,575
(前年からの繰越額)	499,002
(本年の収入額)	6,128,573
支 出 総 額	4,853,115
翌年への繰越額	1,774,460

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	1,000,000	
(イ) うち特定寄附		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	5,000,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	6,000,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	6,000,000	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1	保険還付金	113,059	令和4年10月27日
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	113,059	
	1件10万円未満のもの	15,514	
	合 計	128,573	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	1. 個人		
				住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	玉木雄一郎	1,000,000	R4/2/15	香川県さぬき市寒川町神前2933-1	衆議院議員	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	1,000,000				
	その他の寄附	0				
	合 計	1,000,000				

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
1	たまき雄一郎後援会	5,000,000	R4/12/31	香川県さぬき市寒川町石田東甲814-1	十河孝男		
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	この頁の小計	5,000,000					
	その他の寄附	0					
	合 計	5,000,000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	4,265,187		
(2) 光 熱 水 費	0		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	186,466		
(4) 事 務 所 費	311,399		
小 計	4,763,052	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	75,695		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	14,368		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	90,063	0	
合 計	4,853,115		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	文具代	15,856	R4/1/27	アカマツ(株)高松営業所	香川県高松市林町2570-5	
2	文具代	15,557	R4/2/28	アカマツ(株)高松営業所	香川県高松市林町2570-5	
3	文具代	14,648	R4/3/28	アカマツ(株)高松営業所	香川県高松市林町2570-5	
4	文具代	18,058	R4/4/27	アカマツ(株)高松営業所	香川県高松市林町2570-5	
5	文具代	15,053	R4/5/27	アカマツ(株)高松営業所	香川県高松市林町2570-5	
6	文具代	15,097	R4/6/27	アカマツ(株)高松営業所	香川県高松市林町2570-5	
7	文具代	21,804	R4/7/27	アカマツ(株)高松営業所	香川県高松市林町2570-5	
8	文具代	13,930	R4/8/29	アカマツ(株)高松営業所	香川県高松市林町2570-5	
9	文具代	11,115	R4/9/27	アカマツ(株)高松営業所	香川県高松市林町2570-5	
10	文具代	19,158	R4/11/28	アカマツ(株)高松営業所	香川県高松市林町2570-5	
11	文具代	12,688	R4/12/27	アカマツ(株)高松営業所	香川県高松市林町2570-5	
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	172,964				
	その他の支出	13,502				
	合 計	186,466				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	コピー機リース料	12,960	R4/1/4	リコーリース㈱	東京都千代田区紀尾井町4-1	
2	コピー機リース料	12,960	R4/2/4	リコーリース㈱	東京都千代田区紀尾井町4-1	
3	コピー機リース料	12,960	R4/3/4	リコーリース㈱	東京都千代田区紀尾井町4-1	
4	コピー機リース料	12,960	R4/4/4	リコーリース㈱	東京都千代田区紀尾井町4-1	
5	コピー機リース料	12,960	R4/5/6	リコーリース㈱	東京都千代田区紀尾井町4-1	
6	コピー機リース料	12,960	R4/6/6	リコーリース㈱	東京都千代田区紀尾井町4-1	
7	コピー機リース料	12,960	R4/7/4	リコーリース㈱	東京都千代田区紀尾井町4-1	
8	コピー機リース料	12,960	R4/8/4	リコーリース㈱	東京都千代田区紀尾井町4-1	
9	コピー機リース料	12,960	R4/9/5	リコーリース㈱	東京都千代田区紀尾井町4-1	
10	コピー機リース料	12,960	R4/10/4	リコーリース㈱	東京都千代田区紀尾井町4-1	
11	コピー機リース料	12,960	R4/11/4	リコーリース㈱	東京都千代田区紀尾井町4-1	
12	コピー機リース料	12,960	R4/12/5	リコーリース㈱	東京都千代田区紀尾井町4-1	
13	NHK受信料	37,110	R4/4/26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
14						
15						
	この頁の小計	192,630				
	その他の支出	118,769				
	合 計	311,399				



(その15)

行番号	支出の目的	金額	項目別区分		1. 組織活動費	
			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	旅費交通費	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	75,695				
	合計	75,695				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	調査費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	14,368				
	合 計	14,368				

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

○ 宣 誓 書 ○

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年 5月 19日

政治団体の名称 雄志会

会計責任者の氏名 有塚

照夫



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

## 政治資金監査報告書

令和 5 年 5 月 19 日

雄志会

代表 玉木 雄一郎 殿

登録政治資金監査人

岡 方 敏 文



登録番号 第 1898 号

研修了年月日 平成 21 年 7 月 17 日

### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき雄志会の令和 4 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに該当収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徹し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴収した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徹し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、雄志会の主たる事務所において行った。

### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徹し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定

する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かつた支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

### 3 業務制限

雄志会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、雄志会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上